

年金制度改正の 議論を読み解く

17. 年金制度改正法案の 解説（その2）

2025 年 5 月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025 年 5 月 16 日に、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。

厚生労働省が公表した法律案、法律案の概要資料、これまでに社会保障審議会年金部会で公表された資料等を基に、法律案による改正内容について、4 回に分けて解説します。今回はその 2 回目です。

□目次（前回より続く）

4. 遺族厚生年金の見直し

- （1）現行の遺族年金制度の仕組み
- （2）遺族厚生年金の男女差を解消する見直しの概要
- （3）5 年の有期給付の遺族厚生年金
- （4）有期給付の遺族厚生年金の収入要件の撤廃
- （5）有期給付加算
- （6）有期給付化に当たっての長期の経過措置
- （7）有期給付の継続給付
- （8）死亡分割制度
- （9）子のある配偶者の遺族厚生年金
- （10）中高齢寡婦加算の縮小廃止

5. 子の遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

4. 遺族厚生年金の見直し

（1）現行の遺族年金制度の仕組み

今回の年金制度改正法案では、長年、問題点が指摘されながらも改正が遅れてきた遺族年金制度の改正が行われます。遺族年金の仕組みは複雑ですし、ご存じない方が大多数ですので、まず現行制度について簡単に説明します。（ご存じの方は飛ばしてお読みください。）

①遺族基礎年金の仕組み（現行）

「遺族基礎年金」は、**子どもを育てている配偶者や子どもに支給される遺族年金**であり、その概要は、図表 1 の左欄のとおりです。

遺族基礎年金の「支給対象者」は、**死亡した人に生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」**です。「子」とは、**18 歳になった年度の 3 月 31 日までの人、又は 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級又は 2 級の状態の人**であり、婚姻をしていない人をいいます。

父（又は母）が死亡した場合、母（又は父）と子に遺族基礎年金の受給権が発生しますが、**母（又は父）に遺族基礎年金の受給権がある場合は、子の遺族基礎年金は支給停止**となります。

遺族年金は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた人の生活を保障するための給付ですから、生計維持要件があります。「**生計維持要件**」は、死亡の当時、死亡した者と生計を同じくしていた者（**生計同一**）であって、死亡時の**前年の年収が 850 万円未満**（所得の場合は 655.5 万円未満）であることです。

遺族基礎年金の「支給要件」は、次のいずれかに該当することです。

- ① **国民年金の被保険者が死亡したとき**（「国民年金の被保険者」とは、**国民年金第 1 号、第 2 号、第 3 号被保険者のこと**。）
- ② **国民年金の被保険者であった人が日本国内に住所を有している 60 歳以上 65 歳未満の期間に死亡したとき**
- ③ **老齢基礎年金の受給権者（25 年以上の受給資格期間がある人に限る。）又は 25 年以上の受給資格期間がある人が死亡したとき**

このうち、①②を短期要件、③を長期要件と呼びます。短期要件の場合は、支給要件に「**保険料納付要件**」があります。これは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間について、**保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が 3 分の 2 以上**あることが条件です。ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの**直近 1 年間に保険料の未納がない場合**は、特例として条件を満たします。この「保険料納付済期間」とは、国民年金の保険料納付済期間、第 2 号被保険者（厚生年金保険の被保険者）期間、第 3 号被保険者期間の合計です。

遺族基礎年金の年金額（2025 年度）の年額は、子のある配偶者が受け取るときは、**老齢基礎年金満額（831,700 円）**に、子の加算額を加えた額です。子の加算額は、**1 人目及び 2 人目の子の加算額は各 239,300 円**で、**3 人目以降の子の加算額は各 79,800 円**です。

子が受け取るときは、子が 1 人の場合は老齢基礎年金満額の額、子が 2 人の場合はこれに 2 人目の子の加算額を加えた額、子が 3 人以上の場合はさらに 3 人目以降の子の加算額を加えた額であり、子の数で割った額が、1 人あたりの額です。

図表1

遺族年金制度の概要（現行）

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給対象者	死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給 ①子のある配偶者 ②子（配偶者に受給権があるとき、生計を同じくする父母があるときは、支給停止） ※子とは、18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子 ※「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族	死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。 ①配偶者 ※夫は、妻の死亡時に55歳以上の場合に60歳から支給（遺族基礎受給者は55歳から） ※夫の死亡時に30歳未満で子がない妻は、5年間の有期給付 ②子（配偶者に受給権があるときは、支給停止） ③父母（55歳以上、60歳から支給）、④孫、⑤祖父母（55歳以上、60歳から支給）（③④⑤は先順位者がいないときのみ） ※「子」、「生計を維持されていた遺族」の要件は、遺族基礎年金と同じ
支給要件	次のいずれかに該当すること（①②が短期要件、③が長期要件） ①国民年金の被保険者が死亡したとき ②国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者が死亡したとき ③老齢基礎年金の受給権者（25年以上の受給資格期間がある者に限る）または25年以上の受給資格期間がある者が死亡したとき 保険料納付要件 ①②の場合は、保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上であること（ただし、2026（令和8）年3月31日までの間の特例として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は、これに限らず支給）	次のいずれかに該当すること（①～③が短期要件、④が長期要件） ①厚生年金保険に加入中に死亡したとき ②厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき ③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき ④老齢厚生年金の受給権者（25年以上の受給資格期間がある者に限る）または25年以上の受給資格期間がある者が死亡したとき 保険料納付要件 ①②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要
年金額	831,700円（老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額 子の加算額： 第1子・第2子・・・各239,300円 第3子以降・・・各 79,800円 ※2025年度（昭和31年4月2日以後生まれの場合）	死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4 ※報酬比例の年金額は、老齢厚生年金の計算による。 ただし、支給要件が短期要件の場合は、被保険者期間が300月未満のときは300月（25年）とみなして計算。 【中高齢寡婦加算】 次のいずれかに該当する妻には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4（623,800円）を加算 ①夫の死亡時に40歳以上65歳未満で、子がない妻 ②40歳時点で遺族基礎年金の受給権を有する子があったが、子が18歳到達年度の末日に達した等の理由で、遺族基礎年金の受給権を失った妻

②遺族厚生年金の仕組み（現行）

一方、「遺族厚生年金」は、遺族基礎年金の受給者への上乗せ給付という役割のほか、子どもを育てていない配偶者等へも支給される遺族年金であり、また、65歳以上の高齢期には、老齢基礎年金の上乗せ給付として、老齢厚生年金を補完して、配偶者を亡くした人の老後生活の保障の役割も果たしており、より広い役割があります。概要は図表1の右欄のとおりです。

遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した人に生計を維持されていた次の遺族のうち、最も優先順位の高い人です。（①と②は同順位で最も優先順位が高く、以下、順に低くなる。）

- ① 配偶者（夫は妻の死亡当時に55歳以上である人に限る）
- ② 子（配偶者に受給権があるときは支給停止）
- ③ 父母（死亡当時に55歳以上である人に限る）
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母（死亡当時に55歳以上である人に限る）

このように、遺族厚生年金の支給対象者は、子のある配偶者と子に限られている遺族基礎年金の支給対象者よりも広がっています。

「子」や「孫」は、18歳になった年度の3月31日までにある人、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある人であり、婚姻をしていない人に限られます。

また、**夫**については、**妻の死亡当時に 55 歳以上である人**に限られますが、その場合でも、**受給開始は 60 歳から**です。ただし、子があることにより遺族基礎年金をあわせて受給できる場合は、55 歳から 60 歳の間でも遺族厚生年金を受給できます。父母、祖父母も、死亡当時に 55 歳以上である人に限られ、受給開始は 60 歳からです。

一方、**夫の死亡当時に子のない 30 歳未満の妻**については、2004（平成 16）年の年金制度改正により、**5 年間のみ受給できる有期給付**となっています。なお、遺族基礎年金の受給権を失権した当時 30 歳未満である妻（夫の死亡当時にいた子がその後いなくなった場合など）も、遺族基礎年金の受給権を失権した時点から 5 年後までの受給となります。

遺族厚生年金の「支給要件」は、次のいずれかに該当することです。

- ① **厚生年金保険の被保険者が死亡したとき**
- ② **厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から 5 年以内に死亡したとき**（「初診日」とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のことをいいます）
- ③ **1 級・2 級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき**
- ④ **老齢厚生年金の受給権者（25 年以上の受給資格期間がある人に限る）又は 25 年以上の受給資格期間がある人が死亡したとき**

このうち、①②③を短期要件、④を長期要件と呼びます。また、**短期要件の①②の場合は、遺族基礎年金と同様の「保険料納付要件」を満たすことが必要です。**

遺族厚生年金の年金額は、**死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の 4 分の 3**の額です。ただし、**短期要件**に基づく遺族厚生年金の場合は、報酬比例部分の計算において、**死亡した人の厚生年金の被保険者期間が 300 月（25 年）未満の場合は、300 月とみなして計算**します。

また、次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、**40 歳から 65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算**として、**遺族基礎年金の 4 分の 3 の額**（年額 623,800 円（2025 年度））が加算されます。

- ① **夫が亡くなったとき 40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子がいなく**
- ② **遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（40 歳に到達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた 65 歳未満の妻）が、子が 18 歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は 20 歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくな**
ったとき

中高齢寡婦加算の支給が 65 歳未満とされているのは、妻が 65 歳になると、自身の老齢基礎年金が支給されるためです。

③遺族厚生年金の支給要件の男女差

遺族年金制度は家計を支える人が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行う制度ですが、現行の遺族厚生年金の制度は、**男性が主たる家計の担い手であった時代の古い給付設計**のままとなっており、**男女がともに就労することが一般化している今の時代**に合うように、**見直しが必要です**。

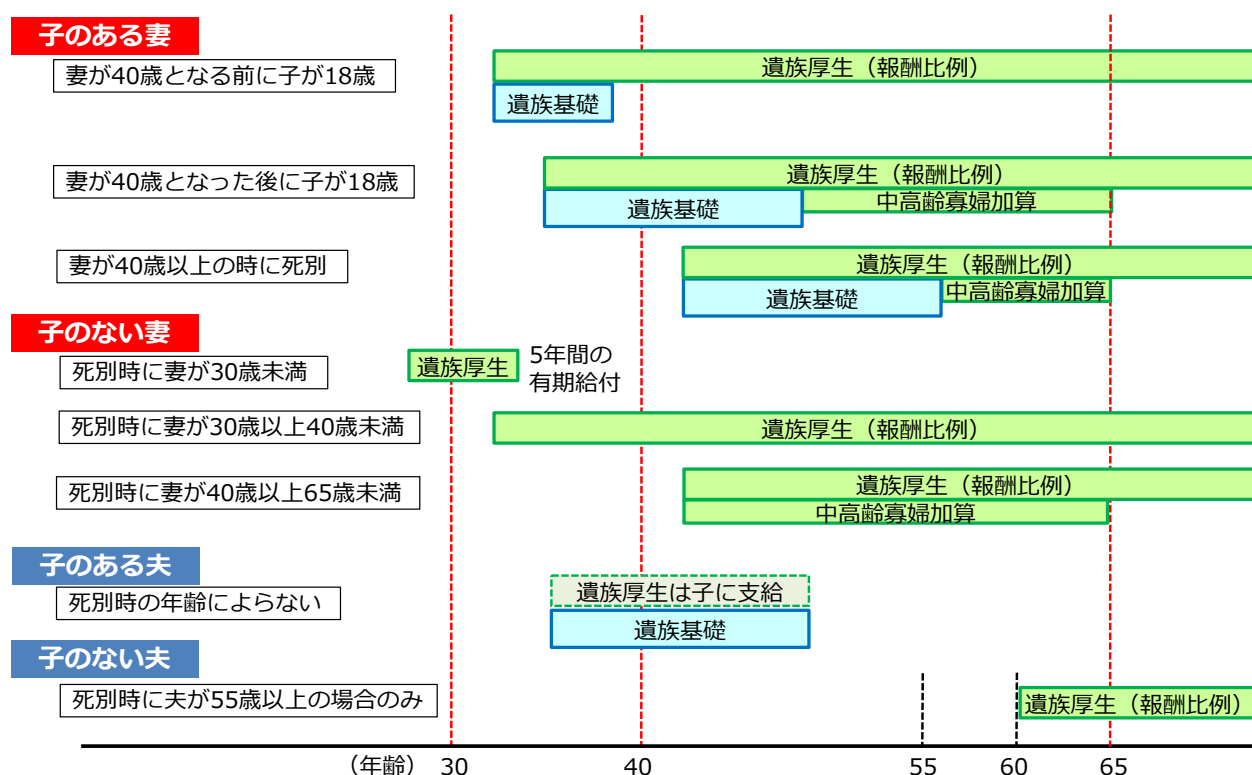
遺族基礎年金は、子がある配偶者又は子に対する年金であり、2012（平成 24）年の社会保障・税一体改革の年金改正法により、**遺族基礎年金の支給対象**を、それまでの母子家庭のみから**父子家庭へも拡大**され、**2014（平成 26）年 4 月から施行**されています。

しかし、**遺族厚生年金は、妻に対しては、子がない場合でも終身で給付**され、さらに、**40 歳から 65 歳までの間は中高齢寡婦加算**という定額部分も支給されます。

一方、**夫に対しては、妻が死亡したときに 55 歳以上であった場合に、60 歳から支給**されるのみです。養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差は無いとも言えますが、養育する子がない場合には、大きな男女差があるのが現状です。

現行の遺族年金の様々な受給の姿を、男女、子のあるなし、死別時の年齢等でタイプ分けして比べると、図表 2 のとおりです。

図表2 遺族年金（基礎・厚生）の様々な受給の姿（現行）



遺族厚生年金の制度が作られた時代は、夫が就労し、妻が家事・育児・介護等の形で家庭を支えるという家族構成が典型的であった社会状況でした。また、中高齢女性の就労が難しく、就労ができて賃金も低いという労働環境がありました。

そのような中で、主たる家計の担い手である夫の死亡は、世帯の稼得能力の低下を招き、その状態は将来にわたって続くと思込まれたことから、妻を主たる支給対象とする無期給付として制度設計されたものです。

しかし、男女がともに就労することが一般化し、雇用環境も当時と大きく異なっている今の時代には、この制度は合わなくなっており、見直しが必要です。

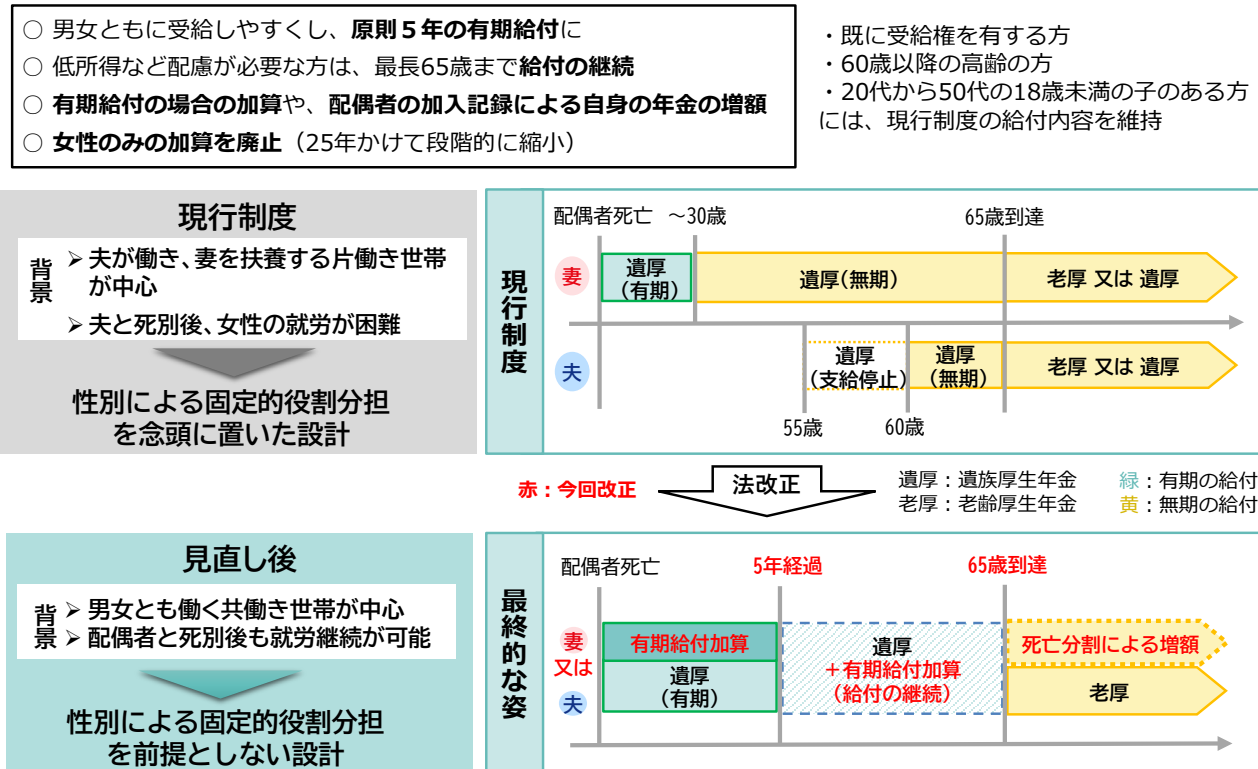
(2) 遺族厚生年金の男女差を解消する見直しの概要

今回の法案では、遺族厚生年金について次のような見直しを行うこととしており、その概要は図表3のとおりです。この改正は2028（令和10）年4月1日施行ですが、長期間の経過措置が設けられています。

- ① 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする給付と位置づけ、男女とも原則5年間の有期給付として年齢要件に係る男女差を解消します。

図表3

遺族厚生年金の改正



（資料）2024年7月30日 社会保障審議会年金部会 資料4（p3）、2025年5月16日 厚生労働省 法案概要資料（P4）に基づき作成

- ② 低所得など配慮が必要な方については、**最長65歳まで継続給付**を行います。
- ③ 有期給付化に当たっては、有期給付の生活再建という観点から、保障を手厚くするため、**収入要件の廃止、有期給付加算の新設、死亡分割制度の新設**という**3つの配慮措置**が行われます。
- ④ **既に受給権を有する方、60歳以降の高齢の方、20代から50代の18歳未満の子のある方**については、**現行制度の給付内容を維持**します。
- ⑤ 男性については、施行日から最終的な姿を実施しますが、女性については施行年度末に40歳未満である方について実施し、その世代が60歳になるまで20年かけて最終的な姿を実施します。女性のみに行われている中高齢寡婦加算は、25年かけて段階的に縮小して廃止します。

（３）5年の有期給付の遺族厚生年金

20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする給付と位置づけ、男女とも原則5年間の有期給付として年齢要件に係る男女差を解消します。（図表４）

現行制度では、**30歳未満の遺族基礎年金の受給権を有しない妻（子のない妻）**については、**受給権を取得した日から5年後に有期給付の遺族厚生年金が失権（受給権が消滅）**します。今回の法案による5年の有期給付は、これと基本的に同じです。

ただし、有期給付と呼んでいますが、今回の法律の規定では、5年経過により失権（受給権が消滅）するのではなく、その後の継続給付との接続の関係から、

- ・ 60歳未満の子のない配偶者が有期給付の遺族厚生年金の受給権を取得した日
- ・ 又は、子のある配偶者が60歳未満に遺族基礎年金の受給権が消滅した日

から起算して5年が経過したときは、**継続給付の要件に該当しない場合には、「支給を停止する」という規定**になっています。

その上で、継続給付の要件に該当しなくなったことにより継続給付がその**全額の支給を停止された日から起算して2年が経過したときは、有期給付の遺族厚生年金は失権（受給権が消滅）**となります。

このほか、65歳から老齢厚生年金が始まりますので、**老齢厚生年金の受給権を取得したとき、または65歳に達したときにも、有期給付の遺族厚生年金は失権（受給権が消滅）**となります。

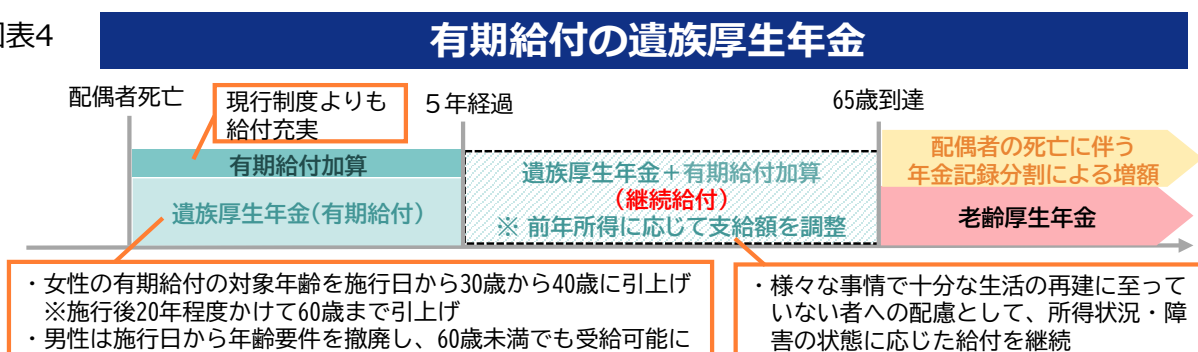
（注１）遺族厚生年金を受けることができる「遺族」を規定している厚生年金保険法**第59条第1項**において、現行では、「**妻以外の者**にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。」とした上で、「**夫、父母又は祖父母**については、**55歳以上**であること。」

と規定されています。これを、「配偶者以外の者」にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。」「**父母又は祖父母**については、**60歳以上**であること。」に改めます。これによって、**夫についての年齢要件が解消**されます。また、父母・祖父母について、制度の区切りの年齢である60歳以上に改正されます。

(注2) 現行では、厚生年金保険法第65条に、妻が遺族基礎年金の支給を受けるときは中高齢寡婦加算の支給を停止する旨の規定がありますが、中高齢寡婦加算の廃止により、この規定が削除され、新たに同じ**第65条**に「有期給付の継続給付」の規定が置かれます。その第1項で、「60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金は、・・・各号に定める日から起算して**5年を経過した日の属する月の翌月以降の月分について、・・・支給を停止する。**」と規定されます。「5年の有期給付」と呼ばれるのは、この規定によるものです。

(注3) 現行の30歳未満の子のない妻の有期給付が5年を経過したときに失権する規定は、厚生年金保険法第63条第1項第5号に規定されています。この規定を削除した上で、同条第2項に、継続給付の規定に基づく全部の支給停止が2年間継続したとき、老齢厚生年金の受給権を取得したとき、65歳に達したときに、失権する規定が追加されます。

図表4



収入要件の廃止

- ・配偶者との死別は生活状況を激変させ、収入の多寡にかかわらず、被保険者の死亡による収入減少の影響を受けることから、激変緩和のための一時的な生活再建の支援を目的として、収入要件を廃止する。

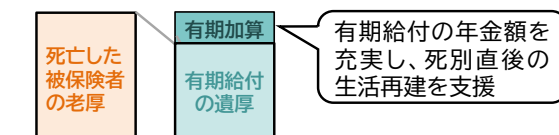
現行制度の生計維持要件

生計同一要件	収入要件
住民票上同一世帯に属しているとき	収入850万円未満 (所得655.5万円未満)
	→収入要件廃止

受給対象者が拡大する

有期給付加算の新設

- ・配偶者との死別からの生活再建の観点から保障を厚くすることを目的として、死亡者の老齢厚生年金の4分の1相当額を遺族厚生年金に加算。
- ・継続給付の趣旨を勘案し、継続給付を受ける際には、有期給付加算も継続して加算する。



(資料) 2024年7月30日 社会保障審議会年金部会 資料4 (p7)、12月10日 同部会 資料3 (p15、p16) に基づき作成

（４）有期給付の遺族厚生年金の収入要件の撤廃

有期給付の遺族厚生年金については、「**収入要件が撤廃**」されます。これは、配偶者との死別による生活状況の激変や、有期給付の目的である被保険者の死亡による収入減少を受けた場合の生活再建の必要性は収入の多寡にかかわらず存在することに着目して行うものです。

遺族年金は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた人の生活を保障するための給付ですから、生計維持要件があります。「**生計維持要件**」は、死亡の当時、死亡した者と生計を同じくしていた者（**生計同一**）であって、死亡時の**前年の年収が 850 万円未満**（所得の場合は 655.5 万円未満）であることです。このうち収入要件が撤廃されるので、**生計同一要件のみ**になります。（図表 4 中段）

（注）遺族厚生年金を受けることができる「遺族」を定めている厚生年金保険法**第59条第1項**

では、「遺族厚生年金を受けることができる遺族は、・・・であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって**生計を維持**していたものとする。」と規定されています。法案では、同条に**第2項を追加**して、「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者と**生計を同じくしていた60歳未満である配偶者**は、前項の規定にかかわらず、遺族厚生年金を受けることができる**遺族とする**。」と規定されます。

（５）有期給付加算

有期給付の遺族厚生年金には、有期給付の生活再建という観点から、保障を手厚くするため、「**有期給付加算**」が行われます。（図表4下段）

これは、**死亡者の老齢厚生年金の4分の1相当額を遺族厚生年金に加算**するもので、現行制度の遺族厚生年金の金額は、死亡者の老齢厚生年金の4分の3の金額ですから、老齢厚生年金の金額と同等になります。

（注1）現行では、厚生年金保険法第62条に、中高齢寡婦加算の規定がありますが、この規定

が削除され、新たに同じ**第62条**に「有期給付加算」の規定が置かれます。ここでは「遺族厚生年金の受給権を取得した当時、**60歳未満の配偶者**であって、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく**遺族基礎年金の受給権を有する期間がないもの**又は遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、**60歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したもの**に支給される**遺族厚生年金**（以下「**60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金**」という。）については、・・・計算した額の**4分の1に相当する額を加算**する。」と規定されています。これが有期給付加算です。

(注2) この規定で、「**60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金**」という用語の定義がされており、表面的な言葉の意味よりも対象が限定されていることに注意が必要です。法律上、「**有期給付の遺族厚生年金**」という用語は使われていませんが、有期給付となるのがここで定義されている対象者の遺族厚生年金です。改正後の第65条(5年の有期給付を意味する継続給付の規定)でも使われています。改正後の第63条第2項では、「**60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権者**」を「**特定受給権者**」と定義し、死亡分割制度を規定する第78条の21の2は、この特定受給権者を対象に規定しています。

(6) 有期給付化に当たっての長期の経過措置

この遺族厚生年金制度の改正の施行日は、**2028(令和10)年4月1日**であり、**施行日前に受給権が生じた遺族厚生年金**については、**現行と変わりません**。

また、**女性が有期給付の遺族厚生年金の対象**となるのは、**平成元年4月2日以後に生まれた者に限られます**。これは施行年度の2028(令和10)年度末に40歳未満の女性です。**施行年度に40歳以上になる女性**には、改正の影響はなく、施行日後に死別して新たに受給権が発生する場合も、**現行の無期給付の遺族厚生年金が適用**されます。したがって、有期給付化が完成するのは、施行年度に40歳の女性が60歳になる20年後ということになります。

男性については、**施行日から**、有期給付の遺族厚生年金の対象となります。

(注1) **改正法附則第14条**に遺族厚生年金の改正に伴う経過措置の規定が置かれています。附則第14条第1項では、改正後の厚生年金保険法第62条(有期給付加算)の規定は、施行日以後に支給事由の生じた遺族厚生年金について適用する、と規定しています。また、附則第14条第2項では、施行日前において支給事由の生じた遺族厚生年金の遺族の範囲、失権及び支給停止に係る規定の適用については、なお従前の例による、と規定しています。

(注2) 妻に支給する遺族厚生年金に関する経過措置(有期給付化部分)は、**改正法附則の第15条第1項**に置かれています。改正後の第59条(遺族の範囲)、第62条(有期給付加算)、第78条の21の2(死亡分割)などの規定は、施行日から2048(令和30)年3月31日までにおいては、「配偶者」を「配偶者(平成元年4月2日以後に生まれた者に限る。)」と読み替えて適用します。「平成元年4月2日以後に生まれた者に限る」とは、施行初年度の令和10年度末に40歳未満であることを意味します。「2048(令和30)年3月31日まで」と規定されているのは、施行日の20年後までという意味です。

（７）有期給付の継続給付

有期給付化に当たっては、様々な事情により十分な生活再建に至らず、引き続き遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者への支援の必要性の観点から、所得状況や障害の状態によっては、原則５年間の有期給付が終了した以降も最長65歳到達まで継続して給付（継続給付）を受給できることとなります。（図表５）

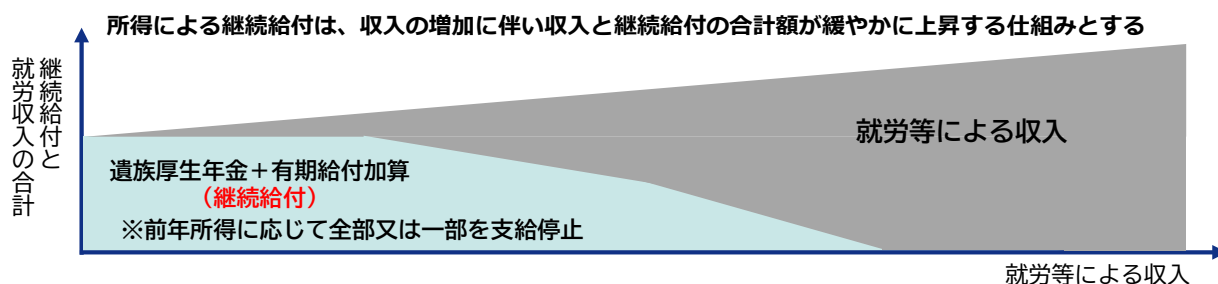
継続給付については、その趣旨を勘案し、有期給付加算を含めた額を基本とし、所得状況による場合は、所得に応じて支給額が調整されます。

図表 5

有期給付の継続給付

５年間の有期給付の支給終了後、様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者への配慮の観点から、**５年間の有期給付終了後も、遺族厚生年金の支給を継続。**
 （対象）・前年所得に基づいて支給継続を判定する者（全額支給停止となったときから２年が経過したときに失権）
 ・障害年金受給権者（有期給付の支給終了日前に請求しているもの）で、現に障害の状態にある者

① 所得要件に該当した者への継続給付	② 障害要件に該当する者への継続給付
○前年所得に基づいて、支給継続を判定 ※前年所得に基づき当年10月から翌年９月までの１年間 ○前年所得に基づき、継続給付を一定の割合で支給停止 ※前年所得が、国民年金保険料の全額免除基準を超える収入３に対して年金１を支給停止し、 ※国民年金保険料の４分の１免除基準を超える収入２に対して年金１を支給停止 ○全額支給停止となったときから２年が経過したときに失権 ○老齢厚生年金の受給権が発生する65歳到達時点で失権	○障害年金受給権者であって、現に障害の状態にある者 ※５年間の有期給付の支給終了日から更に２年経過した日（７年経過日）前に請求をした障害年金の受給権者に限る ※障害の状態の原因となる傷病の有期認定期間。当該傷病が永久固定の場合は再認定不要。 ○収入による年金額の支給額調整は行わない ※障害厚生年金と遺族厚生年金の一方を選択して受給 ○老齢厚生年金の受給権が発生する65歳到達時点で失権



（資料）2024年12月10日 社会保障審議会年金部会 資料3（p11、p12）、および提出された法律案に基づき作成

① 所得要件に該当した者への継続給付

有期給付の遺族厚生年金（有期給付加算を含む）を５年間支給した後、受給権者の前年の所得が**国民年金保険料の全額免除の所得基準額**を勘案して政令で定める額未満である場合は、継続給付として遺族厚生年金（有期給付加算を含む）の**満額が引き続き支給**されます。

一方、受給権者の前年の所得が全額免除の基準所得額を超えるとときは、有期給付の遺族厚生年金が支給されてから**５年経過した日の翌月から**、全部又は一部の支給が停止されます。

所得による支給額の調整は、前年所得が、**国民年金保険料の全額免除基準**を勘案して定める額を超える所得３に対して年金１を支給停止し、**国民年金保険料の４分の１免除基準**を勘案し

て定める額を超える所得2に対して年金1を支給停止します。就労意欲が損われないよう、収入の増加に伴い収入と継続給付の合計額が緩やかに上昇する仕組みとしており、特に4分の1免除基準の所得水準までの調整では、傾斜が緩やかになっています。

国民年金保険料の全額免除の所得基準は、給与所得控除後の年間の「所得」で規定されており、「（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円」ですから、**単身世帯**であれば**67万円**です。ただし、地方税法上の障害者、ひとり親、**寡婦**の場合は**135万円**が所得基準です。収入が給与所得である場合は、給与所得控除（令和7年度税制改正で収入190万以下の場合に最低保障額が65万円に引上げ）を加えると、単身で収入132万円、寡婦で収入204万円程度となります。

また、国民年金保険料の4分の1の免除基準は、「168万円+（扶養親族等の数×38万円）+社会保険料控除等」であり、単身世帯であれば、168万円+社会保険料控除等の額です。これは、適用される社会保険料の額によって差異が生じますが、給与収入の場合、収入319万円程度になります。

前年所得に基づき当年10月から翌年9月までの1年間の支給を停止し、当年1月から9月までは、前前年の所得に基づき支給を停止します。所得情報を10月で切り替えるのは、20歳前の障害による障害基礎年金や、年金生活者支援給付金と同様です。

全額支給停止となったときから2年が経過したときに、有期給付の遺族年金は**失権**（受給権が消滅）します。また、**老齢厚生年金の受給権を取得**したときや、**65歳に達したとき**にも**失権**（受給権が消滅）します。

②障害要件に該当する者への継続給付

障害厚生年金（1級～3級）又は障害基礎年金（1級～2級）の受給権者であって、**現に障害等級に該当する障害がある者**は、5年の有期給付が終了した後も、前年の所得の額にかかわらず、**継続給付**の支給対象となります。

ただし、障害年金の請求を行った時期により対象が限定されており、有期給付の遺族厚生年金の受給権者が、5年間の有期給付を受給した後2年を経過した日（**7年経過日**）の**前に障害認定日があり、障害年金の請求をしたこと**が要件となっています。2年経過というのは、所得により有期給付の遺族厚生年金が全額支給停止された状態で2年経過すると失権するからです。

ただし、障害厚生年金と遺族厚生年金の両方に受給権がある場合は、その一方を選択して受給することになっています。

また、所得要件に該当した者への継続給付と同様に、老齢厚生年金の受給権を取得したときや、65歳に達したときにも失権（受給権が消滅）します。

（注1）継続給付の所得による支給停止は、厚生年金保険法第65条第1項から第3項で規定され

ます。国民年金保険料の申請全額免除の所得基準を勘案して政令で定める額を「第1所得基準額」、国民年金保険料の4分の1免除の所得基準を勘案して政令で定める額を「第2所得基準額」とし、所得に応じて、支給停止額の計算方法を規定しています。

(注2) 障害要件に該当する者への継続給付は、厚生年金保険法第65条第4項第1号に規定されています。法律の規定としては、要件に該当する障害年金の受給権者については、第65条第1項から第3項までの規定（継続給付の所得による支給停止）を適用しない、という形式で規定されています。

(注3) 継続給付が所得により全額支給停止となったときから2年が経過したときに失権すること、老齢厚生年金の受給権を取得したときや、65歳に達したときに失権することは、厚生年金保険法第63条第2項に規定されています。

(8) 死亡分割制度

有期給付の遺族厚生年金を受給後に失権した者を対象に、「**死亡分割制度**」が新たに設けられます。これは、平成16年改正法で設けられた離婚時の年金記録分割の仕組み（離婚時分割）と同様に、**死亡者の婚姻期間における厚生年金への加入期間の標準報酬月額等を分割**することで、**残された遺族の将来の老齢厚生年金を増加させる仕組み**です。

離婚分割には「**合意分割**」（厚年法第3章の2）と「**3号分割**」（厚年法第3章の3）の2つの仕組みがあります。合意分割は、夫婦間の協議によって、婚姻期間中の厚生年金被保険者記録の分割を行うか否か及び婚姻期間中の年金記録の分割割合を定めることができ、仮に協議が調わない場合又は協議自体ができない場合には、家庭裁判所にて按分割合を定めることができます。一方、3号分割は、婚姻期間のうち、被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者であった期間に係る厚生年金記録は、夫婦が共同で負担したもの（厚年法第78条の13）とみなすことを前提に、夫婦間の合意なく単独で分割請求が可能で、按分割合が2分の1と法定されています。

死亡分割では、**第3号被保険者である期間**における分割割合は、離婚時分割の3号分割における**夫婦共同負担の考え方を踏襲して2分の1**とし、**双方が厚生年金に加入していた婚姻期間**における分割割合は、合意分割の方法を踏襲しつつも、死別特有の事情から、**2分の1で合意したものと擬制**することとされています。

死亡分割を請求できる対象者は、**有期給付の遺族厚生年金の受給権者である①60歳未満の子のない配偶者、又は②60歳未満で遺族基礎年金の受給権が消滅した子のある配偶者**です。

遺族厚生年金を受給している子のある配偶者で、**60歳時点で遺族基礎年金の受給権が消滅していない場合**は、そのまま**無期給付の遺族厚生年金**になりますから、死亡分割は請求できません。

対象者の属性により、遺族厚生年金の受給の形態が異なることから、**死亡分割の請求権は、5年間の有期給付の遺族厚生年金を受給し終えた時点で発生**することとされています。

離婚分割の請求期限が、改正後に5年以内となることから、**死亡分割の請求期限も、同様に請求権が発生してから5年以内**と規定されています。

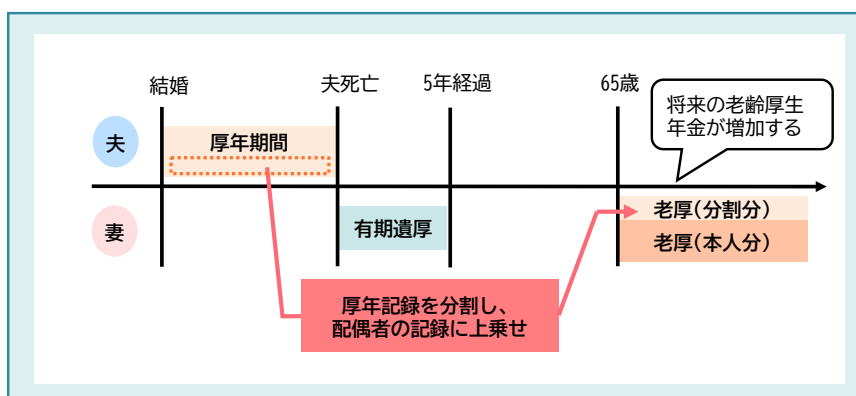
(注1) 死亡分割の規定は、厚生年金保険法に、新たに第3章の4（被保険者と死別した場合における配偶者であった期間についての特例）を設けて規定されます。

(注2) 死亡分割の規定についての経過措置は、改正法附則第16条に置かれています。改正後の厚年法第78条の21の2の規定は、施行日前に遺族厚生年金の支給事由が生じた場合については、適用しない、と規定されています。

図表 6

死亡分割制度の新設

- 現行制度の離婚分割の考え方を死別にも拡張して、配偶者の死亡に伴う年金記録分割の制度を設ける。
- 第3号被保険者である期間は、2分の1で分割する。
- 夫婦双方が厚生年金に加入している期間は、按分割合は夫婦の標準報酬月額等の合計の2分の1と定める夫婦間の合意があったものと擬制する。



(資料) 2024年12月10日 社会保障審議会年金部会 資料3 (p14、p15)、および提出された法律案に基づき作成

(9) 子のある配偶者の遺族厚生年金

18歳未満の子を養育している配偶者については、子が18歳に到達する年度末までの給付内容は現行どおりですが、それ以降も引き続き養育費用が必要な場合や、本格的な就労に向けた準備期間となる場合が想定されることから、**子が18歳に到達して遺族基礎年金が失権した後も5年間の有期給付を受給**できることとし、所得状況や障害の状態に応じてはさらにその後の継続給付の受給も可能となります。また、死亡分割による自らの老齢厚生年金の増額も対象で

す。

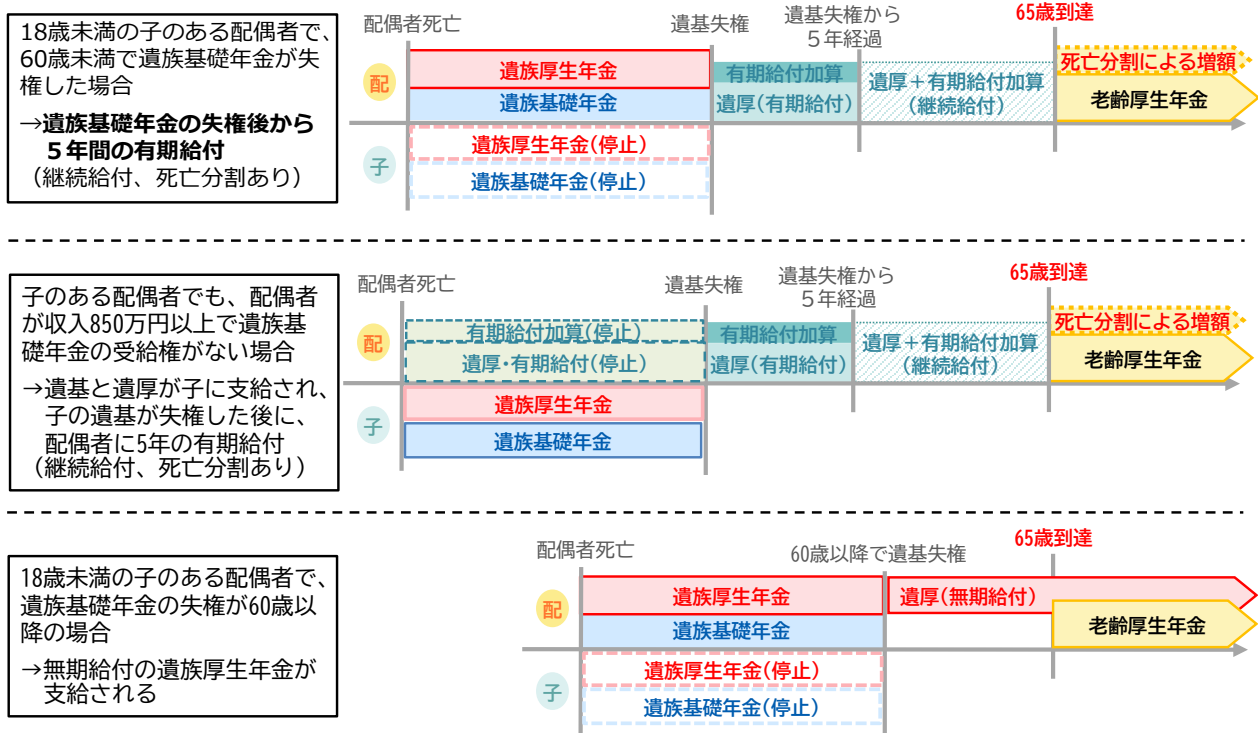
具体的には、**子のある配偶者（子と生計を同じくしており、遺族厚生年金と同時に遺族基礎年金の受給権を有していた配偶者）**であって、**60歳未満で遺族基礎年金の受給権が消滅（子が18歳の年度末に到達するなど）した配偶者**については、**遺族基礎年金の受給権が消滅したときから5年間の有期給付が支給**されます。（図表7の上段）

また、**収入850万円以上であり収入要件を満たさない配偶者**についても、（4）で説明しました「収入要件の撤廃」により、**有期給付の遺族厚生年金の受給権が生じます**が、遺族基礎年金については引き続き「生計維持要件」が課されており、「収入要件」がありますから、この場合の配偶者は遺族基礎年金の受給権がありません。この場合、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくするときは、配偶者の遺族厚生年金は**支給停止**となり、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。その後、**子の遺族基礎年金が失権したときから5年間、配偶者に有期給付の遺族厚生年金が支給**されます。（図表7の中段）

一方、**子のある配偶者（子と生計を同じくしており、遺族厚生年金と同時に遺族基礎年金の受給権を有していた配偶者）**であって、**遺族基礎年金の受給権が60歳以降に消滅したもの**については、有期給付ではなく、**無期給付の遺族厚生年金が支給**されます。この場合は、有期給付加算や死亡分割の対象ではありません。（図表7の下段）

図表 7

18歳未満の子のある配偶者に対する遺族厚生年金



（資料）2024年12月10日 社会保障審議会年金部会 資料3（p10、p13）、および提出された法律案に基づき作成

(注1) 図表7の上段のケースでは、改正後の厚生年金保険法第65条第1項の**第3号**により、「特定受給権者が**遺族基礎年金の受給権を有する期間があり**、かつ、**60歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合**」は、「当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日」から起算して5年を経過した日の属する月の翌月以後の月分について、所得による継続給付の支給停止が行われます。

(注2) 図表7の中段のケースでは、配偶者は遺族基礎年金の受給権を有する期間がないため、改正後の第62条第1項の規定により、配偶者の遺族厚生年金は、有期給付加算の対象となります。ただし、改正後の第66条第2項の規定により、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくするときは、配偶者の遺族厚生年金は支給停止されます。

その後、改正後の厚生年金保険法第65条第1項の**第2号**により、「特定受給権者が**遺族基礎年金の受給権を有する期間がなく**、かつ、**遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくしていた場合**」は、「当該子の遺族基礎年金の受給権が消滅した日」から起算して5年を経過した日の属する月の翌月以後の月分について、所得による支給停止が行われます。

(注3) 図表7の下段のケースでは、遺族厚生年金の受給権を取得した当時、60歳未満の配偶者であって、「遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく**遺族基礎年金の受給権を有する期間があり**、かつ**60歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅しなかったもの**」については、改正後の**第62条**で規定する**有期給付加算の対象**（「**60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金**」**という**と定義されている。）に該当しません。このため、改正後の第63条第2項に規定する65歳に達したときの失権の規定や、改正後の第65条第1項の継続給付の所得による支給停止の規定にも該当せず、無期給付となります。

（10）中高齢寡婦加算の縮小廃止

現行制度の「中高齢寡婦加算」は、図表1の右下の欄にありますように、**遺族厚生年金を受給する妻**であって、①その**受給権を取得した当時の年齢が40歳以上65歳未満である者**、及び②**40歳到達時に遺族基礎年金の受給権を有していたが**、65歳未満の時点で**遺族基礎年金の受給権が消滅**（子が18歳に到達など）した者を対象として、65歳に到達するまでの間、**遺族基礎年金の4分の3**の額を、遺族厚生年金に加算する制度です。

これは、夫と死別した中高齢の妻がその後、就労して生計を立てることが困難であった社会経済状況を背景に、中高齢という年齢と女性という性別に着目して、昭和60年改正法により設けられたものです。

今回の改正では、中高齢期の女性の就業も進展し、必ずしも夫と死別後の妻が就労できない社会経済状況ではないと考えられることから、中高齢寡婦加算は十分な時間をかけて廃止されます。

施行日前に支給事由の生じた中高齢寡婦加算の額は、従前の額が維持されます。施行日から令和35（2053）年度までの25年間における中高齢寡婦加算の額は、**受給権が発生した各年度に応じた逓減率を乗じた額**となります。

（注1）中高齢寡婦加算は、厚生年金保険法第62条で規定されており、この規定は、令和10年4月1日に廃止されます。（第62条の改正という形で、有期給付加算の規定を新設）

同時に、厚生年金保険法第65条（中高齢寡婦加算は、妻が遺族基礎年金の支給を受けるときに支給停止される規定）も、廃止されます。（第65条の改正という形で継続給付の規定を新設）

（注2）中高齢寡婦加算を段階的に縮小して廃止する際の経過措置は、改正法附則第15条第2項及び第3項に規定されます。

附則第15条第2項では、「令和35年4月1日までに支給すべき事由が生じた妻に対する遺族厚生年金については、改正前の厚生年金保険法第62条の規定は、なおその効力を有する。」と規定しています。その上で、遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた日が属する期間が、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の下欄に掲げる率（逓減率）を乗じた額に、中高齢寡婦加算の支給額を読み替えると規定しています。

「令和35年4月1日まで」というのは、遺族厚生年金の改正を施行する「令和10年4月1日」から25年間の経過措置ということであり、改正時40歳であった女性が65歳に達するまでの経過措置です。

（注3）改正法附則別表第一に、中高齢寡婦加算の経過措置による逓減率が規定されています。

令和10年4月1日以前に遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた場合は、逓減率は1であり、現行と同額が支給されます。その後1年度ごとに逓減率が小さく（逓減率を乗じた加算額が小さく）なり、令和34年4月2日から令和35年4月1日までの期間については、逓減率は0.038と規定されています。

5. 子の遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

現行の遺族基礎年金の概要は、図表1の左欄とおりです。遺族基礎年金は、国民年金の被保険者（第1号、第2号、第3号被保険者）又は被保険者であった者が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

その際、**子に対する遺族基礎年金**は、「(1) 配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき」は、支給停止になります。これは、配偶者と子の両方に受給権があるときは、配偶者（子を養育する親）を優先して支給するものです。

また、子に対する遺族基礎年金は、「(2) **生計を同じくする父若しくは母があるとき**」も、**支給停止**となります。これは、生計を同じくする父又は母によって子が養育されることが期待され、遺族基礎年金の支給の必要性がないと考えられていたためです。(2) の支給停止規定は、遺族厚生年金には無く、遺族基礎年金の特有の規定です。

(2) の支給停止の規定については、2015（平成 27）年 1 月の社会保障審議会年金部会の議論の整理で、問題点が指摘されています。父が亡くなって、子が母に育てられているときは、母に遺族基礎年金が支給されますので、子の支給停止は問題ありませんが、**離婚した元配偶者に子が引き取られたケース**では、生計同一の母（又は父）があるために子に対する遺族基礎年金が支給停止となる一方、離婚した元配偶者には遺族基礎年金の受給権がないため、元配偶者が再婚していない場合、**子から見れば死別の母子（父子）家庭でありながら、このような世帯には、遺族基礎年金が支給されないのはおかしい**という指摘です。図表 8 の④のケースです。

図表8

子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

【現行】

- 子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（支給停止されているときを除く）は、支給停止される。
- 子に対する遺族基礎年金は、父又は母と生計を同じくするときは、支給停止される。

【見直し】（2028（令和10）年4月施行）

- 父又は母と生計を同じくすることによる支給停止規定を削除し、子に対する遺族基礎年金が、子ども自らの選択によらない事情により、支給停止されることのないようにする。

被保険者死亡以降の 配偶者又は子の状態	配偶者に対する 遺族基礎年金	子に対する 遺族基礎年金
①配偶者が子の生計を維持し、 死別後に再婚	配偶者に遺族基礎年金が発生するが、再婚によって失権	支給停止 → 新たに支給対象
②死亡者との生計維持関係の確認に用いる 収入基準（収入が850万円未満）を超える配偶者 が子の生計を維持	配偶者は生計維持要件を満たさないことから、当該配偶者に遺族基礎年金は発生しない	
③ 直系血族（又は直系姻族）の養子 となる	祖父母には遺族基礎年金は発生しない	
④（生前に既に両親が離別しており、）子の生計を維持していた被保険者が死亡した後に、 元配偶者が子を引き取る	離婚した元配偶者には遺族基礎年金が発生しない	

（資料）2024年12月10日 社会保障審議会年金部会 資料3（p17）、2025年5月16日 厚生労働省 法案概要資料（p4）に基づき作成

上記（２）の支給停止規定を削除すると、**遺族配偶者が再婚したことによって遺族基礎年金が失権した場合（図表８の①）や、遺族配偶者が、高年収等により生計維持要件を満たさない場合（図表８の②）、直系血族・直系姻族に引き取られて養子縁組をした場合（図表８の③）**にも、子に遺族基礎年金が支給されることになります。

このようなケースでは、支給する必要性は必ずしも高くないという考え方もありますが、支給停止規定があることで、①や③で再婚や養子縁組という新たな家族関係の形成を妨げてしまうことが懸念されます。

なお、直系血族の養子になる例としては、子が祖父母の養子となったときがあり、直系姻族の養子になる例としては、子が死別前に離婚した元配偶者に引き取られ、その後元配偶者と再婚した再婚相手の養子となったときがあります。

今回の法律案では、子に対する遺族基礎年金が、**子ども自らの選択によらない事情により、支給停止されることのないように**するため、**生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定を削除し、図表８の①～④のすべてのケースで、遺族基礎年金が支給されるようになります。**

この改正は、2028（令和10）年4月1日施行です。

（注１）子に対する遺族基礎年金の生計を同じくする父又は母があるときの支給停止の規定は、国民年金法第41条第2項にあり、この規定が削除されます。

（注２）直系血族又は直系姻族以外の者（例えば叔父叔母）の養子となった場合は、現行制度では、子の遺族基礎年金の受給権は、国民年金法第40条第1項第3号の規定により失権します。この規定は今回の法律案で変わりません。現行法で、直系血族又は直系姻族の養子となった場合が失権規定から除外されているのは、子の祖父母については、民法第877条第1項による扶養義務も課されており、子の父母の死亡後に祖父母が子と養子縁組を結んだ場合に、遺族基礎年金を失権させることは酷であるからと解されています。

（この他の改正事項の解説は、次回に続く）

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2025年5月29日付けで掲載されたものです。

※本稿は、厚生労働省のホームページで公表されている国会提出法案、法案概要資料、これまでの社会保障審議会年金部会等の資料に基づきながら、筆者においてまとめたものです。

※年金制度についての詳しい解説は、筆者の書籍「年金制度の理念と構造—より良い社会に向けた課題と将来像」（[社会保険研究所](#)、2024年4月23日刊）をご参照ください。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改革法案などを担当。2022年6月厚生労働省退官。同年10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員